

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第26号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「同月4日まで及び12月26日」を「同月3日まで及び12月28日」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1項中「課長、係長」を「市民科学事業課長、指導課長、管理係長、事業係長、学習事業係長」に改め、同条第2項中「又は参与を、課に」を「、参与、」に、「又は主任主事」を「、主任主事その他必要な嘱託」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第11条第2項中「、課長及び係長」を削り、「担当事務」を「科学センターの事務」に改め、同条第3項中「参与」の右に「、市民科学事業課長、指導課長」を、「担当課長補佐」の右に「、管理係長、事業係長、学習事業係長」を加え、「（前条第3項に規定する係長を含む。）」を削り、同条第4項中「教育」を「理科教育」に改め、同条第5項中「課長が」を「市民科学事業課長又は指導課長が」に、「課

長を」を「当該課長を」に改め、同条第6項中「教育」を「理科教育」に改める。

第12条を次のように改める。

(事務の概目)

第12条 科学センターにおいて取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 庶務及び施設の運営管理に関すること。
- (2) プラネタリウムの管理及び運用に関すること。
- (3) 展示品の製作、整備及び公開に関すること。
- (4) 市民に対する科学に関する事業の企画に関すること。
- (5) 科学に関する資料の収集及び管理に関すること。
- (6) 児童及び生徒に対する理科教育に係る学習の企画及び実施に関すること。
- (7) 理科教育に係る教員の研修に関すること。
- (8) 理科教育に関する調査及び研究に関すること。
- (9) 理科教育に係る資料の刊行に関すること。
- (10) 市民に対する科学に関する講座の実施及び指導に関すること。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)